

甲議第1号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

甲府市議会議長 兵道 顕 司 様

提出者	甲府市議会議員	廣瀬集一
賛成者	甲府市議会議員	長沢達也
〃	〃	坂本信康
〃	〃	小澤浩
〃	〃	深沢健吾
〃	〃	鮫田光一
〃	〃	輿石修
〃	〃	小沢宏至
〃	〃	寺田義彦
〃	〃	中村明彦
〃	〃	清水英知
〃	〃	山田弘之

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第67条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議員の欠席事由及び出産に伴う欠席期間を規定するについては、この規則を制定する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。